適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ Î	·、 又受月] \																										[1 /	²]
令和] 4	F	月	日	 申	(注本	所去がた	又 (、の ち	がは場又事在ナーを	引 月 合 に	「 (図) は 所	(〒 7 (法人 広島	、の場	合の。	み公ま	きされ	ます			(官	李 話	悉 是	·	082)		527	•		051	2)	
						納納	フ	リジ税	ガナ) 均	ر ا	(〒 7				-		23	1													
					請				ガ ナ は 名	,	⊗									(省	<u> </u>	番号	<u>r </u>	082	<u>'</u>	_	<u>527</u>			<u>051</u>	2)	
					者		去丿	、 の	ガナ場氏	合) :	とラタ 平田		調明																		
	広島西	5 形	治務等	署長殿	:	法		ι .	番	F	를 2		2	4	4	0		0	 0		2		0	:	 2			4	1	0	8	
公表 1 2 な	さままれる	ます。 よの氏 (人記 1	(名)	載 又なび等 と 名社の使	称 団等る ほか、	を除 登:	く。)に 号及	あっ ⁻ び登録	ては 録年	、 月 日	に店り Iがる	スはる	主た	るうまっ	事務)	所の)所:	在地											~~-	- ジョ	で
(平成2	28年 当該	法律申請)、 選 第15 書は 年 9	号) 、所	第 5 得 税	条(法等	の規: 等の-	定に 一部	よる を改	る 改 文 正	正後する	後の 法	消引	費 税	法負	育 5′	7条	の 2	第	2	項(の夫	見定	こに	ょ	り申	請	L	ます	0	
				1日(リとし										_	る場	易合	は~	令和	154	手 6	6 月	30	日)	ま	きで	に	この	申	請	書を	提占	ㅂ
事	業	1	当	区	分	*	次葉	「登	を提 録要 認 」 ^相	牛の石		課」欄		事業 載し	全者	ださ	<u> </u>	。 。 ま	た、	免;	脱事	免業者	· 税 なに	事訓該	業者	r る場	計合(脱
判定 合は この なか	により 令和 5 申請書 ったこ	課税 年6を提に	事業月30日から	(特 と) (特 と) () () () () () () () () ()	なる場 るででき な事情																											
税	理	=	Ė	署	名	I -	,理士 兑理:		、 長	谷)	川会	計								(冒		番号	Ļ	082	<u>)</u>	_	272	2	_	586	8)	
※ 税	整理番号					部門番片			申	請	年	月日	1			年		月			甬	信		年		付 月		目	確認			
務署処理		」 処			年		月	月	番確					身確				Ť	確認書類		固人 種 その作		j —	F∕i	重知プ	b—1	··運 	転免	許証) 			
欄	登翁	番	号	Т		1						1	1	1																		

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

												氏名	3 又 1	エ名 称	j.	有限的	—— 会社	丸瓜					
		该当~	する『	事業さ	者の	区分	うにん	むじ、		こレ	印を付			てくす									
免税		令 (平	·和 5 ·成28	5年1 8年2	0月 去律	1 第1	日の 5号	属す) 陈	「る誤 別第	果税其 第44彡	期間「条第」	中に3 4 項の	登録? り規2	を 受け 定の 適用 を	r、j i用	所得を受	けょ	こう。	とする	5事美	業者	する	法律
事		個)		番		号				[1									
, 業		事業		年 月) ヌ						•	年		 ∃	В		法人のみ	事	業	年 度	自至	J		目目
者		内容	年	月日	(人)				'	,	,	н		記載	資	本	金				円
0		等	事	業	内	j .	容								!								
確		規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け											6和5		1 日から			日 月31日					
認	ようとする事業者 令和 年 月														日								
登録要		* :		請書	を提									っても、					\checkmark	はい		しいしい	え
件の	ì										せられ てくた			こありる	ませ	ん。			\checkmark	はい		いい	え
確認		そのいま		を終	わり	、又	ては幸	執行を	シ受け	うるこ	. とが;	なくな	こった	日から)2 ^左	手を 経	E過l	ンて		はい		ひいひい	え
参																							
考																							
事																							
項																							